

ALL THE WAY



MAERSK

A.P. MOLLER - MAERSK

サプライヤー 行動規範



目次

CEOメッセージ	3	ハラスメント	
はじめに	4	警備員	
実施	5	誠実に働く	11
声を上げる	6	腐敗防止	
サプライヤー行動規範	7	マネーロンダリング防止	
健康と安全	8	データ倫理およびサイバーセキュリティ	
労働権	9	競争法	
児童労働		制裁および輸出管理	
強制的な労働の禁止		利益相反	
雇用契約		環境	13
報酬		環境コンプライアンスおよびモニタリング	
労働時間		有害物質の管理	
結社の自由		廃水および廃水管理	
差別		大気放出	
		リソースの使用	
		生物多様性と生態系	
		気候変動	



CEO メッセージ

大切なサプライヤーの皆様

A.P. Moller - Maerskでは、深く根ざした価値観が私たちのビジネスのあり方を牽引し、私たちは日々それらに従って生きています。これらの価値観は、持続可能な開発に対する当社のコミットメントを反映しており、倫理的かつ率直な方法で事業を遂行する上で指針となります。

当社のサプライヤーは、当社が事業を行い、利害関係者に価値を提供する方法において重要な役割を果たしています。当社は、責任あるビジネス慣行を継続的に強化するというコミットメントを共有するサプライヤーと協力するよう努めています。このサプライヤー行動規範を通じて、当社は、倫理的、社会的、環境的に責任ある方法で事業を行う際にサプライヤーが従うべき最低要件をお伝えします。これらの要件は、国連世界人権宣言、HSEに関するISO基準、国際労働機関 (ILO) の中核的労働条約、およびビジネスと人権に関する国連指導原則に基づいています。

当社は、サプライヤーに対し、本規範の要件に従って行動し、サプライチェーン・パートナーに同様の基準を拡大するよう求めます。当社の調達慣行は、継続的な改善アプローチを通じてサプライヤーと協働するように設計されています。サプライヤーと協力することで、持続可能なソリューションを顧客に提供し、サプライチェーンやより広範な輸送・物流業界に持続可能性を組み込むことができます。

当社のサプライヤーは、当社が事業を行い、利害関係者に価値を提供する方法において重要な役割を果たしています。

A.P. Moller - Maerskの大切なサプライヤーとして、責任あるビジネス慣行を継続的に採用し、推進するという皆さんのコミットメントとサポートを期待しています。また、コンプライアンスを超越し、より高い持続可能性基準を目指して努力することも奨励します。

敬具

ビンセント・クラーク
CEO - A.P. Moller - Maersk

はじめに

グローバル企業として、A.P. Moller - Maerskは、私たちが事業を展開する社会と環境に対して積極的な責任を負っています。私たちは、バリューチェーン全体の人々に悪影響を及ぼしたり、悪影響の原因とならないように常に注意を払っています。

「A.P. モラー・マースク サプライヤー行動規範」(以下、「規範」)では、A.P. モラー・マースク、マースクグループの関連会社および子会社のサプライヤー(以下、「サプライヤー」)が、本規範に詳述した責任あるビジネス原則に従い、適用されるすべての法規制を完全に遵守して事業を運営するための最低要件を定めています。

本規範は、国連グローバル・コンパクト(UNGC)¹に対する当社のコミットメントと、国連世界人権宣言²および腐敗防止条約³、国際労働機関(ILO)⁴の中核的条約、労働における基本原則と権利に関するILO宣言⁵、ビジネスと人権に関する国連指導原則⁶、HSEに関するISO基準など、普遍的に認められた規範的基準の尊重を反映しています⁷⁺⁸。

現地法および国内法の規定が本規範または国際基準と矛盾する場合、またはこれよりも厳格でない場合は、当社はサプライヤーがより厳格な基準を適用することを期待します。本規範の基準が現地法および国内法ならびに国際基準と矛盾する場合、当社は、サプライヤーが共同で最も適切な行動方針を確立するために、当社とこれらの矛盾に対処することを奨励します。

本規範に記載された原則および基準を首尾よく実施するための詳細なガイダンスについては、当社のウェブサイトに掲載されている関連/サポート [リソース](#)をご参照ください。



- <https://unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>
- <https://www.ohchr.org/en/universal-declaration-of-human-rights>
- <https://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CAC/>
- <https://www.ilo.org/international-labour-standards/conventions-protocols-and-recommendations>
- <https://www.ilo.org/ilo-declaration-fundamental-principles-and-rights-work>
- <https://www.ohchr.org/en/publications/reference-publications/guiding-principles-business-and-human-rights>
- <https://www.iso.org/standard/63787.html>
- <https://www.iso.org/standard/60857.html>

実施

本規範は、マースクの全サプライヤーに適用されます。本規範において、「サプライヤー」とは、マースクに商品および/またはサービスを提供するサプライヤーおよび下請業者、代理人、コンサルタント、およびそれぞれの関連会社を指します。

当社のサプライヤーは、本規範に概説されている責任あるビジネス原則の順守を認め、これに従うことを約束する必要があります。当社は、持続可能な調達プログラムを通じて、監査、自己評価、文書レビューを組み合わせることにより、サプライヤーによる本規範の遵守状況を評価します。サプライヤーは、マースクと相談の上、期限付き改善計画を策定・実施することにより、本規範の実施におけるずれに対処する必要があります。コンプライアンス・レベルを監視するために、当社の内部リスク手順に従って定期的なレビューとフォローアップ監査を実施します。当社は、サプライヤーとのコンプライアンスと持続可能性の道のに取り組み、ビジネス関係の基盤として完全な透明性を期待しています。

当社は、サプライヤーに対し、適用法および規制、ならびに本規範の要件を確実に遵守するために、その会社の規模と業界に適した適切な管理システムを開発し、導入することを期待し、これを奨励します。

さらに、サプライヤーには、サプライヤー、請負業者、合併事業パートナーとの関係を含め、サプライヤー自身のサプライチェーンにおいて、本規範の原則と基準、または国際的に認められた同様の基準を実施することを求めます。すべてのサプライヤーは、確実に規範が自らのサプライヤーに伝達されること、規範に概説された要件を遵守することを確保する必要があります。

本規範の根底にある目的は、定期的な対話と継続的な労働関係を通じて、持続可能な調達慣行を前向きに発展させるための基盤を確立することです。ただし、本規範に違反した場合、当社は契約の終了を含む、または最大で契約の終了に至る措置を講じる権利を留保します。



声を上げる

当社はサプライヤーに対し、本規範のいかなる側面についても、報復を恐れることなく、従業員が匿名で苦情を申し立てることができるようにするために、苦情処理体制を導入することを期待しています。すべての苦情は、公正かつ適時に調査されるべきであり、サプライヤーは、適切で、適正かつ効果的な救済策を提供するか、これに貢献する必要があります。

また、マースク内外の人物が本規範に違反する可能性または実際の違反があると考えられる場合、あるいは知っている場合は、その懸念を歓迎します。当社は、誠意を持って報告を行った者に対する報復を容認しません。

サプライヤーは、マースクの代表者や関係パートナー、またはマースク内部告発システムなど、最も安心できる経路を通じて懸念を報告することができます。内部告発システムは、独立企業によって管理されており、年中無休でご利用いただけます。こちらは75以上の言語で電話に対応し、匿名でレポートを提出することができます。

マースク内部通報システムを使用してオンラインで懸念を報告するには、こちらをご覧ください。www.maersk.ethicspoint.com。サプライヤーは、この経路があることを伝達し、その存在について従業員とその下請業者に確実に知らせる必要があります。

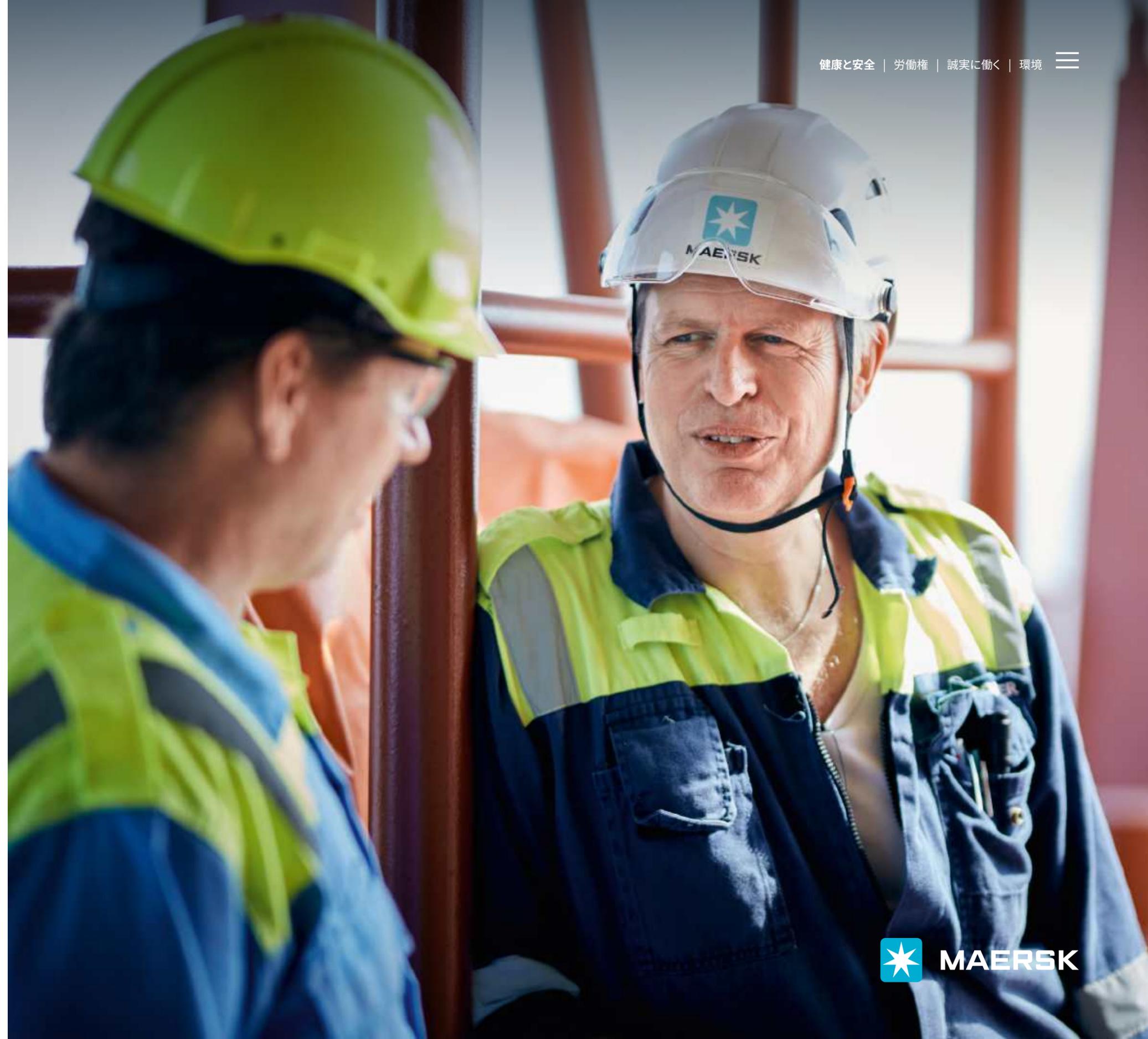
サプライヤー 行動規範

- 健康と安全
- 労働権
- 誠実に働く
- 環境

健康と 安全

当社は、サプライヤーがすべての労働者に安全で健康的で安全な職場を常に提供できるよう努めることを期待しています。

- サプライヤーは、健康と安全に関する適用法および規制を確実に遵守しなければなりません。
- サプライヤーは、労働者を安全委員会に参加させて、効果的な安全衛生管理システムを開発および実施する必要があります。
- サプライヤーは、安全管理システムがリスクの特定、測定、監視をサポートし、業務から生じる健康と安全のリスクを緩和または最小限に抑えるための継続的改善の推進を確実にサポートするように確保すべきです。
- サプライヤーは、作業の性質に適した基本的な個人用保護具と安全衛生システムに関する関連トレーニングを提供することで、従業員の保護を確保する必要があります。
- サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく、危険な慣行について報告する権限を与えなければなりません。
- サプライヤーは、人や資産を危害や損害から保護するための安全イニシアチブを積極的に実施することを約束する必要があります。
- サプライヤーは、労働者への通知および避難手順、応急処置用品、火災検知/制御装置、ならびに現場からはっきり見える制限のない出口など、潜在的な緊急事態に対応するための明確な一連の手順を置かなければなりません。



労働権

サプライヤーには、労働者が尊厳と敬意をもって扱われるようにし、多様で公平、かつ包摂的な職場環境を創造し維持することを目指して取り組むことが期待されています。

児童労働

- サプライヤーは、児童労働を使用したり、またはそれを容認してはなりません。サプライヤーは、現地の最低労働年齢、義務教育の年齢、または国際労働機関の中核的条約に定められた年齢(いずれか高い方)未満の子供を雇用してはなりません。
- サプライヤーは、18歳未満の研修生を含む労働者が、夜間シフト勤務や時間外勤務をしたり、身体的または精神的発達にとって危険であったり、あるいは有害である作業を実行しないようにしなければなりません。

強制的な労働の禁止

- サプライヤーは、いかなる形態の強制労働または人身売買にも従事してはならず、いかなる種類の強制労働、非自発的労働、奴隷労働、または年季奉公による労働を使用したり、あるいはそれから利益を得てはならず、非自発的労働のリスクを生じる可能性のある慣行を控えなければなりません。

- サプライヤーおよびその人材派遣会社は、労働者が自らの資金で支払ったか、または労働者がサプライヤーに債務を負うリスクを生じさせるかにかかわらず、労働者に採用手数料、あるいは雇用手数料を請求してはなりません。
- パスポートや渡航書類を含む個人の公的文書は、労働者が所持している必要があります。サプライヤーは、労働者の要求に応じて安全な場所にもみこれらを保管することができ、常に労働者がアクセスできるようにする必要があります。

雇用契約

- サプライヤーは、支払条件を含む雇用条件が労働者によって明確に理解され、現地の規制に従い、少なくとも本規範の規定に沿って、業務開始前に理解できる言語で書面契約の形で提供されるようにしなければなりません。⁹

9. 米国では、労働者が自らの意思で雇用されています。内定通知書および雇用ハンドブック、または雇用条件を網羅する組合との団体交渉契約で、十分な場合があります。

報酬

- サプライヤーは、最低賃金、時間外労働賃金、および法的に義務付けられた福利厚生に関連する国内法を遵守しなければなりません。
- 国の法定最低賃金が適用されない場合、サプライヤーは、報酬が、現地の状況に照らして公平であり、労働者の基本的ニーズを満たすのに十分であることを確認する必要があります。
- サプライヤーは、適用される現地法で認められている所得税が公正かつ合理的であり、懲罰的でないことを確認しなければなりません。給与明細書は書面で提出する必要があります。

労働時間

- サプライヤーは、国内法、関連する労働協約、および国際基準によって定められた、残業、休憩、休憩期間を含む適切な労働時間要件を遵守しなければなりません。
- サプライヤーは、時間外労働が自発的で報酬を伴っていること、および系統的または構造的な基準で時間外労働が行われていないことを確認する必要があります。
- サプライヤーは、有給病気休暇、有給年次休暇、および有給育児休暇に関連する国内法、業界基準、および国際基準を遵守しなければなりません。

結社の自由

- サプライヤーは、国内法および国際条約に従って、自由な結社の権利、および労働組合に加入するか加入しないかという労働者の権利を尊重しなければなりません。
- サプライヤーは、職場の問題に取り組む際に、オープンなコミュニケーションと労働者との直接的な関与に依拠する必要があり、報復の脅し、脅迫、嫌がらせなどを慎まなければなりません。

差別

- サプライヤーは、すべての労働者に平等な機会と支援を提供しなければならず、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族性、人種、身体的外見、文化、宗教、国籍または社会的出自、政治的見解、婚姻状況、妊娠、扶養家族、身体/精神能力、労働組合への加入などの理由に基づいて差別をしてはなりません。
- 差別に対して最も脆弱な労働者の権利には、特に注意を払う必要があります。
- サプライヤーは、その権利が危険にさらされている可能性がある、または基本的な公共サービスにアクセスできない可能性がある移民労働者の権利と福祉を尊重するために、特別な予防措置を講じなければなりません。

ハラスメント

- サプライヤーは、すべての労働者に敬意と尊厳をもって接しなければなりません。職場環境には、身体的、心理的、性的、または言葉によるものを含むあらゆる形態のいじめ、脅迫、強要、体罰、ハラスメントがあってはなりません。

警備員

- サプライヤーは、サプライヤーの敷地内で活動する警備員が、武力行使に関するガイドラインを含む、普遍的に認められた人権基準に従って行動するように徹底しなければなりません。¹⁰

¹⁰ <https://www.voluntaryprinciples.org/>



誠実に働く

サプライヤーは、すべてのやり取りにおいて透明性、正直さ、倫理的行動を確保する方法で事業を行うべきです。当社は、サプライヤーが汚職を一切容認せず、国連および経済協力開発機構 (OECD) のすべての腐敗防止条約、ならびにすべての腐敗防止法の遵守を確保することを期待しています。

腐敗防止

- サプライヤーは、あらゆる種類の汚職、恐喝、または贈収賄への関与を避け、または故意に利益を得ることを避ける必要があります。
- サプライヤーは、公務員、ビジネスパートナー、または顧客に対して違法な影響を与える、または賄賂を与えることを禁止する書面によるポリシーを制定して施行し、それに対する労働者の意識を向上させる必要があります。
- サプライヤーは、政府機関または省庁、政党、および公共/政府所有の事業体の職員との商業、財務、またはその他の重要な直接的または間接的な関係について透明性を確保する必要があります。
- サプライヤーは、何らかの形の影響力や不適切な利益を得るために、当社の従業員に招待や贈答品を提供してはなりません。マースクの従業員または関連当事者に提供される招待または贈答品は、妥当かつ適切である必要があります。すなわち、金銭的価値が低く、現地の通常の商習慣を反映したものでなければなりません。

- サプライヤーは、賄賂または円滑化のための支払いの提供、受領、または要求について記録し、これを報告しなければなりません。またサプライヤーは、賄賂または円滑化のための支払いの授受の要請にも異議を唱える必要があります。これについては、個人の安全に対する脅威がない限り、積極的に拒否する必要があります。

マネーロンダリング防止

- サプライヤーは、マネーロンダリングの防止に関するすべての適用法を遵守しなければならず、いかなるマネーロンダリング活動にも関与してはなりません。

データ倫理およびサイバーセキュリティ

- サプライヤーは、マスクおよび当社の顧客にサービスを提供するため、生成または委託されたデータを保護し、責任を持って意図された目的に限りこれらのデータを使用することを約束しなければなりません。
- サプライヤーは、これらのデータおよび情報の処理、送信、または開示に関するデータ保護および情報セキュリティに関する法律を含めて、適用されるすべての規制要件を遵守しなければなりません。

11. <https://www.oecd.org/corruption-integrity/explore/oecd-standards/anti-bribery-convention/>





- サプライヤーは、マースクのすべてのデータおよび情報を不正アクセス、開示、または使用から保護し、契約に明記された機密保持およびデータ保護要件を遵守しなければなりません。
- マースクの事業運営を支援するために技術またはインフラストラクチャを運用する場合、サプライヤーは、これらの技術を安全に保つとともに、機密性、完全性、可用性、または安全性を損なう可能性のある不正アクセスから保護する必要があります。
- サプライヤーは、上記を遵守したデータおよび情報の正しい使用と保護、および違反した場合の適切な通知と対応について、職員が確実にトレーニングを受けているようにする必要があります。

競争法

- サプライヤーは、反トラスト法およびその他の競争法および規制を遵守しなければなりません。
- サプライヤーは、ビジネス、価格設定、およびベンダーと顧客への購入または供給の条件について常に独自に競争する必要があります。
- サプライヤーは、価格協定、市場および顧客の分割、談合など、競争を制限または歪曲する可能性のある違法な協定を競合他社と締結してはなりません。
- サプライヤーは、商業上または競争上の機密情報（競争上の戦略情報）を違法に提供したり要求したり、あるいはそれについて議論してはなりません。

制裁および輸出管理

- サプライヤーは、国、企業、および個人との取引、ならびに国間の商品およびサービス、ソフトウェア、または技術の移転および再輸出に関する、特に国連、米国、EU、英国など、国内および海外の制裁および輸出管理法を遵守しなければなりません。
- サプライヤーは、マースクとの取引に関連して、制裁対象者または制裁対象企業と取引を行ってはなりません。
- サプライヤーは、マースクが関与する可能性のある制限付きサービスまたは商品を提供してはなりません。
- サプライヤーは、物品およびサービス、ソフトウェア、技術のサプライヤーを選定する際にデューデリジェンスを実施し、制裁および輸出管理法の遵守を徹底する必要があります。

利益相反

- サプライヤーは、利益相反の可能性、実際の利益相反、または利益相反と受け取られるものを防止および回避することにより、最高水準の倫理的行動を採用しなければなりません。サプライヤーは客観的な基準のみに基づいて決定を下さなければなりません。私的、事業上、またはその他の利益相反により、サプライヤーの決定に影響を与える可能性のある要因は、防止する必要があります。親戚や関係者についても同様のことがあてはまります。
- サプライヤーは、利益相反の可能性、実際の利益相反、または利益相反と受け取られる可能性のある利益相反について、直ちにマースクに開示しなければなりません。

環境

当社はサプライヤーに対し、環境への影響を最小限に抑えるよう努め、また、材料が環境と気候に関する共通の野心に積極的に貢献することで、環境保護に対するコミットメントを示すことを期待しています。

環境コンプライアンスおよびモニタリング

- サプライヤーは、その業務および製品において、地域、国内、および国際的な環境法および基準に従って方針および手順を確立し、実施する必要があります。
- サプライヤーは、環境への重大な影響とパフォーマンスを監視および管理し、トレーニングと運用管理を通じてコンプライアンスを確保する必要があります。
- サプライヤーは、特定の環境ライセンスを必要とする作業を、適切に登録または認可を受けた個人のみが行うようにしなければなりません。
- サプライヤーは、環境への重大な影響の監視からのデータを含むがこれに限定されない、環境ライセンスおよび許可に関するすべての要件の遵守を実証するために、適切な環境記録を保持する必要があります。
- サプライヤーには、特定の種類と規模に関連する自然関連の影響、依存関係、リスク、機会を定期的に評価・監視し、必要に応じて軽減措置を講じることを推奨します。さらに、影響を受けるコミュニティへの影響について検討し、適切に関与するようサプライヤーに奨励します。

有害物質の管理

- サプライヤーは、環境に放出された場合に危険をもたらす物質を特定して管理し、環境的に健全な方法でリサイクルおよび廃棄に関して適用されるラベル表示法および規制を遵守しなければなりません。
- サプライヤーは、施設で使用される有害物質または有害物質に関する化学物質安全データシート (MSDS) を表示し、それらの物質を取り扱う労働者に十分なトレーニングを提供する必要があります。

廃水および廃水管理

- サプライヤーは、分離、監視、処理、および記録管理を含む現地法、国内法、および国際法に従って、業務および衛生施設から出る廃水および固形廃棄物の適切な管理を確保する必要があります。
- サプライヤーは、廃棄物のラベリング、保管、および廃棄に関する規制または変更について、十分な情報を提供し、遵守する必要があります。
- サプライヤーは、有害物質が環境に流出または放出された場合、直ちに現場管理者、またはマースクのプロジェクトマネージャーまたは監督者に通知し、それらの状態を修正または管理するための措置を講じる必要があります。

大気放出

- サプライヤーは、揮発性有機化学物質、エアロゾル、腐食剤、微粒子、オゾン層破壊物質、および業務から発生する燃焼副産物の排出物が、適用される現地法および国内法、ならびに国際基準で要求される定期的な空気サンプリングを通じて、排出前に特定、監視、管理、および処理されるようにしなければなりません。

リソースの使用

- サプライヤーは、業務のあらゆる側面において、エネルギー、材料、水資源を効率的かつ責任を持って活用することが期待されています。これには、廃棄物の最小化、持続可能な慣行の採用、資源効率の向上への継続的な努力が含まれます。
- サプライヤーは、業界における優良な慣行および財務的慎重性に従い、可能な限りリサイクルおよび再利用するために商業的に合理的な努力を払わなければなりません。

生物多様性と生態系

- サプライヤーは、自社の事業とサプライチェーン内の生物多様性と生態系を保護し、回復するためのイニシアチブを引き受けることが期待されています。当社は、持続可能な土地利用慣行を採用し、自然生息地を保護し、絶滅危惧種を保護することを目的としたイニシアチブを支援することにより、生物多様性の保全に積極的に取り組むことを奨励します。

- サプライヤーは、生物多様性に敏感で保護されている地域における存在と影響を最小限に抑え、最終的には回避し、重要な場合、生物多様性と生態系に良い結果をもたらすよう努力することが奨励されます。

気候変動

- サプライヤーは、温室効果ガスの排出および削減を監視および開示するための報告システムを含む、低排出業務に向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定について検討しなければなりません。マースクは、科学に基づく目 (Science Based Targets Initiative) (SBTi)¹² などの国際基準に沿った目標設定方法論を推奨しています。中小企業 (SME) の場合、マースクは、SBTi SME ターゲットパスウェイ¹³ などの国際基準に沿った目標設定方法論を推奨します。マースクは、関連する国内外の気候への野心を十分に考慮して、マースクが取り組んでいるネットゼロ目標の達成を支援するために2040年の目標年度を推奨します。

12. [Science Based Targets initiative \(SBTi\)](#)

13. [Science Based Targets initiative \(SBTi\), SME target pathways](#)

ALL THE WAY

A.P. Møller – Mærsk A/S
サプライヤー行動規範
Effective as of 1 October 2024

